

世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』
（素案）から（案）への主な変更箇所について

世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）から（案）への主な変更箇所は、下表のとおり。

下線部は、文中の追加・変更箇所

頁	項目	案	素案
2, 3, 4, 12	はじめに 2. 第二部 「地域整備方針」の見直しの考え方と主な視点	【○第2段落】（変更） ○「地域整備方針」の見直しに当たっては、次に示す4つの点を考慮します。 （1）上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映 （2）世田谷区をとりまく状況等とその対応を整理 （3）これまでの取組み状況や事業等の進捗状況を踏まえた検討 （4）各地域の区民意見の把握	【○第2段落】 ○『第二部「地域整備方針」』の見直しに当たっては、次に示す4つの点を考慮します。 （1）上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映を図ります （2）世田谷区をとりまく状況等とその対応を整理します （3）これまでの取組み状況や事業等の進捗状況を踏まえます （4）各地域の区民意見を把握した上で見直しの検討を行います
5	はじめに 【安全・安心への関心の高まり】	【○第3、4段落】（追加） ○～不燃化特区制度を導入するほか、<u>耐震診断や耐震改修等の支援による建築物の耐震化の促進に向けた取組みを進めてきました。</u> ○こうした中、引き続き、<u>建築物の不燃化や平成12（2000）年以前に建てられた新耐震基準の木造住宅建築物も含めた耐震化を促進するなど、安全・安心な暮らしの確保に向けた取組みを進めていきます。</u>	【○第3段落】 ○～不燃化特区制度を導入するなどし、不燃領域率の向上に向けた取組みを進めてきたほか、～
		【○第5段落】（追加） ○さらに、<u>令和4（2022）年12月に「世田谷区都市復興プログラム」を改定するとともに、継続して復興まちづくりに関する実践訓練を実施していますが、事前復興まちづくりに対する理解を促進するため、専門家による区民向け講演会の実施や区民参加の実践訓練を行うなど、引き続き、被災後の早期復興をめざした環境整備に取り組んでいきます。</u>	【○第3段落】 ○～令和4（2022）年12月に「世田谷区都市復興プログラム」の改定や、実践訓練を実施するなど、事前復興街づくりに向けた取組みなどを進めてきました。

5	はじめに 【安全・安心への関心の高まり】	【○第6段落】（追加） ○防犯・地域安全の対策については、<u>車道と歩行空間の分離や夜間照明の確保、防犯効果を高める見通しの良い公園づくりなど、まちの防犯に配慮した道路や公園の整備、防犯カメラの整備支援や防犯パトロール団体への支援など、区民の安全・安心な暮らしの確保に向けた取組みを進めていきます。</u>	記載なし
5, 6	はじめに 【地球環境問題への関心の高まり】	【○第1段落】（追加） ○「都市整備の基本方針」策定時は、国や東京都における温室効果ガス排出規制の強化や、生物多様性に関する<u>新たな国家戦略の推進など、地球環境問題への関心が高まりをみせていました。こうした中、区では、平成22（2010）年5月に「世田谷区環境基本計画」を策定し、本区がめざすべき環境像を明らかにしたほか、平成29（2017）年3月には「生きものつながる世田谷プラン」を策定し、生物多様性の恵みが将来に受け継がれ、人々がその豊かさを実感し大切にしている街をめざすこととしました。</u>	【○第1段落】 ○「都市整備の基本方針」策定時は、国や東京都における温室効果ガス排出規制策の強化や、生物多様性に関する国の新たな戦略の推進など、地球環境問題への関心が高まっており、区では平成22（2010）年5月に「世田谷区環境基本計画」を策定し、本区がめざすべき環境像を明らかにしました。
		【○第3段落】（追加） ○近年では、夏の猛暑や巨大化した台風、線状降水帯に伴う集中豪雨など、<u>観測記録を更新するような異常気象がたびたび発生し、河川氾濫や都市型水害などによりインフラ等にも影響を及ぼしており、これまで以上に気候変動に伴う自然災害リスクが高まり、人々が生存するための都市基盤が揺るがされています。区においても令和元（2019）年の台風19号による浸水被害など、風水害の甚大な被害が発生しています。</u>	記載なし
		【○第4段落】（追加） ○区では、こうした気候危機の状況を区民、事業者とともに考え行動するため、令和2（2020）年に行った「気候非常事態宣言」において令和32（2050）年までのCO₂排出量実質ゼロを宣言しました。さらに、令和5（2023）年に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において～	【○第3段落】 ○こうした中、令和2（2020）年に行った「気候非常事態宣言」において令和32（2050）年までのCO₂排出量実質ゼロを宣言し、令和5（2023）年に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において～

5, 6	はじめに 【地球環境問題への関心の高まり】	【○第5段落】(追加) ○都市整備分野では、<u>広く国や都、区</u>の取り組みとして、<u>多摩川の二子玉川地区堤防整備や、谷沢川流域の浸水被害を防ぐための分水路整備、雨水流出抑制施設の設置などの水害対策を進めています。また、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装、建物の断熱効果が期待できる屋上緑化、緑陰の確保などの暑熱対策などのほか、多様な生きものが生息・生育できるみどりの保全など生物多様性を保全する取り組みを進めていきます。</u>	記載なし
6, 7	はじめに 【都市の成熟化・意識の多様化】	【○第4段落】(追加) ○こうしたことから、<u>区</u>では、<u>障害の有無に関わらず、誰もが楽しく遊べる公園づくりに向けた取り組みの一つとして、インクルーシブ遊具の設置を進めています。また、高齢者や障害者の移動を支援する新たなモビリティなど、多様化する移動手段と歩行者が共存できる安全対策やインフラ整備の取り組みを進めていきます。</u>	【○第4段落】 ○こうしたことから、「多様性の尊重」の視点を踏まえた対応を検討しながら、自分らしく暮らせる地域社会の形成に向けた取り組みを進めていきます。
		【写真2点】(追加) ・<u>歩道と施設の敷地の段差解消 連続した誘導用ブロックの敷設（梅ヶ丘駅周辺）</u> ・<u>インクルーシブ遊具を設置した公園（区立岡本公園）</u>	掲載なし
7	はじめに 【地域・住民が主体となる街づくり】	【○第3段落】(追加) ○また、「<u>地域整備方針</u>」では<u>区民・事業者・区が協働し、街づくりを優先的に進める地区として「アクションエリア」に位置づけ、街づくりを進めてきました。こうした中、地区の街づくりにおける区民との協働による取り組みでは、機会を捉え子ども参加によるオープンパークやアンケート調査等の取り組みを実施しているほか、～</u>	【○第3段落】 ○こうした中、区民との協働による身近な街づくり等においては、機会を捉え子ども・若者から意見聴取を行う取り組みを実施しているほか、～
7	はじめに 【地域・住民が主体となる街づくり】	【写真1点】(追加) ・<u>子ども参加によるアンケート調査（代田地区）</u>	掲載なし

11	はじめに ■ウォーカブル	【○第4段落】（追加） ○街づくりにおいては、<u>三軒茶屋駅周辺における滞在性を向上させる公共的な空間の利活用の取組みや、下北沢駅周辺においても、歩行者が主体の安全・快適で、回遊性のある街づくりに取り組んでいます</u>が、<u>各地区の特色や資源を活かしながら、区民の健康増進にも繋がる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」</u>の形成に向けて、引き続き、ウォーカブルな視点に立った取組みを進めていきます。	【○第2段落】 ○街づくりにおいては、下北沢駅周辺などにおいて、歩行者が主体の安全・快適で、回遊性のある街づくりに取り組んでいます が、高齢者人口の増加に伴う区民の健康増進や、各地区の特色や資源を活かしながら、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けて、引き続き、ウォーカブルな視点に立った取組みを進めていきます。
		【写真2点】（追加） ・<u>公共空間を活用した社会実験（三軒茶屋駅周辺）</u> ・<u>小田急線上部利用による歩行空間の創出（下北沢駅周辺）</u>	掲載なし
21	序章 5.「IV. 地域のアクションエリアの方針」について	【<u>図 アクションエリアの関係性</u>】（追加）	掲載なし
28, 29	第1章 (1)地域の骨格プラン	【○第3段落】（変更） ○区役所周辺地区は、「地域生活拠点」と位置づけています。<u>あわせて、～「災害対策拠点」にも位置づけています。</u>	【○第3段落】 ○区役所周辺地区は、～「地域生活拠点」と位置づけています。 【○第5段落】 ○区役所周辺地区は、～「災害対策拠点」に位置づけています。
21, 36, 37, 39, 54～57, 72, 75, 92～94,	序章 5.「IV. 地域のアクションエリアの方針」について 第1章～第5章 IV. 地域の	【各地域のアクションエリアの方針の移行の名称】（変更） ・【移行1】⇒【移行2】 ・【移行2】⇒【移行1】	各地域のアクションエリアの方針の移行の名称【移行1】と【移行2】

111, 113, 114	アクションエリアの方針		
32, 50, 68, 86, 107	第1章～第5章 各地域 【復興に備える】	第1章から第3章、第5章【○第1段落】、第4章【○第2段落】（追加） ○ <u>防災・減災対策を第一に取り組むとともに、被災後の復興まちづくりを円滑に進めていくために、平時から人と人とのつながりを大事にしながら復興手順や役割分担の整理を図ります。被災後は本方針や地区計画等を踏まえて早期の復興まちづくりに取り組みます。</u>	【○第1段落】 ○復興まちづくりを円滑に進めていくために、平時から復興手順や役割分担の整理を図ります。被災後は本方針や地区計画等を踏まえて早期の復興まちづくりに取り組みます。
86	第4章 砦地域 【防災生活圏内の安全性を向上させる】	【○第1段落】（追加） ○～ブロック塀の安全対策、 <u>管理不全な建築物等の対策</u> などを進めます。	【○第1段落】 ○～ブロック塀の安全対策などを進めます。
86	第4章 砦地域 【復興に備える】	【○第1段落】（追加） ○ <u>延焼遮断帯や延焼遅延帯の整備、防災生活圏内の安全性を向上させるなどの継続的な都市基盤や市街地の整備に取り組むとともに、災害情報の周知や防災機器の設置などの短期的な取組みを並行して行うことで、人の命を守る災害に強いまちづくりに取り組みます。</u>	記載なし
118	終章 Ⅰ. 地域の街づくりにおける都市整備方針の位置づけ	【第3段落】（追加） 「地域整備方針（後期）」における身近な街づくりは、「世田谷区地域行政推進計画」との整合を図り、実施するとともに、「 <u>世田谷区実施計画</u> 」や分野別整備方針・計画の行動計画等に基づき進行管理を進めます。	【第3段落】 「地域整備方針（後期）」における身近な街づくりは、「世田谷区地域行政推進計画」と整合を図り、実施していきます。
120	終章 Ⅱ. 区民主体の身近な街づく	【○第2段落】（追加） ○ <u>誰もがお互いを尊重しながら、区民一人ひとりが担い手となり、区民主体の街づくりを進めていくことが大切です。</u>	【○第2段落】 ○区民一人ひとりが担い手となり、区民主体の街づくりを進めていくことが大切です。

	りの実現 に向けて	【図 身近な街づくりの進め方のイメージ】 (変更) ・図中の「それぞれがもつまちについての様々 な思い」の枠内の吹き出しを「子ども・若者 の思い」、「障害者の思い」、「多様な区民の思 い」に変更	【図 身近な街づくりの進め方の イメージ】の吹き出し「区民の思 い」
121	終章 Ⅱ．区民主 体の身近 な街づく りの実現 に向けて	【○第２段落】(追加) ○～推進していきます。なお、アクションエリ アの展開においては、序章における「アクシ ョンエリアの関係性」や「地域全体における 地区の街づくりの考え方」に示すよう取り組 みを進めます。	【○第２段落】 ○～推進していきます。
126	資料編 Ⅰ．用語解 説	【新たなモビリティ】(追加) AⅠ オンデマンド交通、グリーンスローモビ リティ、超小型モビリティ、自動運転など、 既存の交通移動手段ではなく、新しい技術に よる移動手段のこと。	記載なし
		【インクルーシブ遊具】(追加) 障害の有無に関わらず、誰もが楽しく遊べる 遊具のこと。	記載なし
		【事前復興】(追加) 復興時の課題解決に要する負担軽減や復興 まちづくりに関する合意形成の円滑化を図 るため事前に準備等を行う取組みのこと。具 体的には、復興計画の検討に必要な条件整理 や復興の将来像・目標像の検討、訓練の実施 による復興業務を迅速に進められる人材育 成や体制づくり等の取組みが挙げられる。	記載なし
		【暑熱】(追加) 夏の暑さのこと。	記載なし